

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

制 定 平成13年10月30日

最近改定 平成29年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市社会事業協会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員並びに法人事務に従事する職員に対する報酬及び旅費、手当の支給に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事長に対して、月額18万円の報酬を支給する。

(費用の弁償)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監事監査又は法人の依頼による入札立会等に出席したときには、1回につき1万円（税込）を支給する。

ただし、理事長・常務理事並びに役員を兼務する法人施設長及び評議員選任・解任委員を兼務する法人職員には、支給しない。

2 役員が、前項以外の出張をする場合には、法人旅費規程による。

(委任)

第4条 この規程に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

(付則) この規程は、平成13年10月30日から施行する。

- 2 社会福祉法人横浜市社会事業協会役員の報酬等に関する規程（平成7年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成19年8月1日から施行する。
- 6 この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、平成29年4月1日から施行する。